

よくあるご質問（FAQ）

よくいただくご質問をJAグループが取り組む「みんなのよい食プロジェクト」※1のキャラクター「笑味ちゃん」とQ&A形式でまとめました。

※1 食の大切さ、食を支える国産・地元農畜産物とそれを生み出す日本農業の価値を伝えていく運動です。



JA（ジェイエー）って何ですか？

JAは、農業に携わっている人たちを中心に組織されています。

JAという名前は、**J**apan **A**gricultural Co-operatives（日本の**農業協同組合**）の頭文字をとったもので、1992年から農業協同組合（農協）の愛称として使っています。JAは民間の組織ですが、株式会社とは異なる**協同組合**という組織で、生活協同組合（生協）も同じ協同組合の仲間ですね。

令和5年2月末現在、**群馬県内には15の総合JA**があり、それぞれ別の法人として事業を行っているんですよ。



協同組合って何ですか？
株式会社とはどこが違うのですか？

協同組合は、同じ目的をもった個人や事業者が集まり、お互いに助け合う組織です。このため、基本的な考え方や組織の運営が株式会社とは大きく違ってきます。

一般的に、株式会社は利潤を追求して利益を株主に配当することを目的としますが、協同組合は**組合員（メンバー）の生産と生活を守り向上させることを目的**としています。協同組合とは、一人ひとりでは実現できないことを、参加する組合員（メンバー）が助け合い、力を合わせて事業や活動をすることで、**みんなの願いや課題を解決する仕組み**です。

また、株式会社は1株1票制で大株主の発言力が強いのが一般的ですが、協同組合は**1人1票制**で組合員による民主的な運営が基本です。

協同組合は、組合員自らが出資し、組合員自らが事業を利用し、組合員自らが運営するという特徴があります。





J Aたかさきではどんな事業を行っているのです

当JAでは、組合員の生産や事業、生活を守り向上させるために幅広い事業を行っています。それぞれの事業を簡単にご紹介しますね。

- 販売事業 ⇒ 組合員の方が生産した農畜産物を集荷して販売しています
 - 指導事業 ⇒ 組合員の方からのご相談に対応して営農等を支援しています
 - 購買事業 ⇒ 肥料や農薬など農業資材から生活用品まで幅広く供給しています
 - 信用事業 ⇒ 貯金のお預かりや貸し出しを行っています（＝JAバンク）
 - 共済事業 ⇒ 「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています（＝JA共済）
- これらの他に「加工事業」、「資産管理事業」、「農産物保管事業」、「農業経営事業」なども行っています。



J Aは農業者でなくても利用できるのですか？

J Aは農業者や組合員しか利用できないと思われている方も意外と多いようですが、**どなたでもお気軽に利用できます。**

組合員でなくてもJAを利用できますが、**出資をして組合員になるとメリットも多いので、組合員加入をおすすめします。**



だれでもJAたかさきの組合員になれるのですか？

組合員になれるのは、**当JAの地区内で農業を営む方**や、**継続的に当JAの事業を利用する地区内の住民の方**などです。国籍や年齢の制限はありませんが、JAは「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」ですので、JAごとに地区の定めがあり、地区外にお住まいの場合は事業の継続利用などの要件があります。

また、組合員は農業者である「**正組合員**」と、事業利用者である「**准組合員**」の2種類に分かれるんですよ。



「正組合員」・・・農業を営む個人（経営主）または年間60日以上農業に従事する個人（家族従業者や農業法人の雇用者等）で、住所または農地が当JAの地区内にある農業者など。正組合員にはJAの運営に関わる権利の一つである議決権や、役員・総代の選挙権があります。

「准組合員」・・・当JAの地区内に住所があり事業を利用することが適当であると認められる方、当JAの事業を1年以上ご利用いただいている当JA地区内に勤務地を有する方、当JAから物資の供給を1年以上継続して受けている地区外に住所を有する方など。准組合員には議決権や、役員・総代の選挙権はありません。



J Aたかさきの概要や事業規模について教えてください。

当J Aの概要や主要事業の取扱高等については、次のとおりです。



- ◇名 称：高崎市農業協同組合
- ◇地区（管内）：高崎市（主に旧高崎市）、佐波郡玉村町板井の一部
- ◇本 所：群馬県高崎市新保町1482（代表TEL：027-352-5288）
- ◇施設数：27施設（14支店、ほか13施設）
- ◇主要農畜産物：キュウリ、キャベツ、トマト、ほうれんそう、ブロッコリー、レタス、イチゴ、
チンゲンサイ、ネギ、舞茸、椎茸、肉牛、肉豚、米、小麦
- ◇事業取扱高等 令和5年2月末現在

項 目	実 績	内 容
組合員数	15,285名	J Aに出資をしている組合員（メンバー）の数 ※正組合員 4,123名、准組合員 11,162名
出資金	21億6千万円	組合員の出資金額（=J Aの運営資金）
貯 金	1,248億9千万円	組合員等からお預かりしている貯金額
貸出金	322億53万円	組合員等に貸し出している貸出金額
長期共済保有高	2,899億9千万円	組合員等への長期共済の保障共済金額
購買品供給高	17億9千万円	組合員等への生産資材や生活物資の供給金額
販売品販売高	16億8千万円	組合員等が生産した農畜産物の販売金額
自己資本比率	11.62%	金融機関としての経営の健全性を判断する指標

※J Aバンクでは国内行としての自己資本比率(4%以上)ではなく、国際行並みの8%以上を自主ルールで基準としています。



J Aたかさきの組合員になると、どのようなメリットがあるのですか？

当J Aの組合員メリットとしては、次のようなものがあります。

- 組合員限定の事業・施設が利用可能となります（例：直売所、営農施設など）。
- 貯金の特別金利適用や、利用料金の価格優遇が受けられます。
- 組合員のグループ活動や各種講習会に参加できます。
- 出資配当や利用高配当が受けられます（経営状況により無い場合あり）。
- J Aたかさき通信などによる情報提供が受けられます。
- 無料の税務相談・法律相談が受けられます。
- J Aが開催するイベントにご招待いたします。
- その他（営農・相続・資産に関する相談など）





J Aたかさきの組合員になるにはどうすればよいですか？

組合員加入を希望される方は、当J Aの最寄りの支店でお申し込み下さい。
※最寄りの支店は当J Aのホームページでご確認いただくか、本店（Tel027-352-5288）にお問い合わせください。

組合員加入までの流れは **「加入申込 ⇒ 資格等確認・加入承諾 ⇒ 出資金払込」**で、出資の払込みをすることによって組合員となります。出資は1口（1,000円）以上をお願いしております。



組合員をやめたい場合はどうすれば良いですか？

出資金をすべて譲渡することによって脱退する（＝組合員をやめる）ことができます。譲渡する相手（＝譲受先）がいなければ、当J Aに譲り受けを請求することができ、この場合は、**当J Aへの請求日から60日を経過した日以後に到来する事業年度末（＝2月末）において譲り渡す（＝脱退する）**こととなります。脱退する場合はお手続きが必要となりますので、当J Aにご連絡ください。

なお、遠方への転居等により組合員資格を喪失した場合なども脱退となりますので、そんなときは当J Aにご連絡ください。



払い込んだ出資金は戻ってくるのですか？

出資金（持分）の払い戻しは、脱退した翌事業年度に開催される総（代）会後に行われます。農協法において、持分は「脱退した事業年度末における当該出資組合の財産によってこれを定める」と規定されているため、貯金のようにすぐに払い戻されるものではありませんので、予めご承知願います。

脱退した事業年度末時点の当J Aの貸借対照表が「資産－負債＞出資金」であれば、出資した全額が払い戻しされます（資産から負債を控除した額が出資の額に満たない場合は減算されます）。



参 考 令和5年2月末における当J Aの状況

資産：1,337億円－負債：1,271億円＝66億円＞出資金：21億円

J A 綱領

－わたしたち J A のめざすもの－

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

<解説>

- 「綱領」とは、「物事の大切なところ。眼目。」を意味します。（出所：広辞苑）
- J A の基本的な価値・役割や新たな J A 運動の展開方向を探るため、組合員・役職員の共通の理念として、1997 年の第 21 回 J A 全国大会で「J A 綱領」を制定しました。
- 「J A 綱領」は、J A の組合員・役職員が行動の拠り所として尊重しなければならない重要なものです。
- 「J A 綱領」は、「前文」と 5 つの項目からなる「主文」から構成されており、J A が農業と地域社会に根ざした組織として、農業はもちろん、食や緑、さらには環境・文化・福祉を通して地域社会とともに歩む存在であることが記されています。

お問い合わせ先

J A たかさき／企画管理部総務課 027-352-5288